

甲第 37 号証

電気事業法

(昭和三十九年七月十一日法律第七十号)

最終改正:平成二三年四月二七日法律第二七号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十三年四月二十七日法律第二十七号 (未施行)第一章 総則(第一条・第二条)第二章 電気事業第一節 事業の許可等(第三条—第十七条)第二節 業務第一款 供給(第十八条—第二十七条)第二款 広域的運営(第二十八条・第二十九条)第三款 監督(第三十条—第三十三条)第三節 会計及び財務(第三十四条—第三十七条)第三章 電気工作物第一節 定義(第三十八条)第二節 事業用電気工作物第一款 技術基準への適合(第三十九条—第四十一条)第二款 自主的な保安(第四十二条—第四十六条)第二款の二 環境影響評価に関する特例(第四十六条の二—第四十六条の二十二)第三款 工事計画及び検査(第四十七条—第五十五条)第四款 承継(第五十五条の二)第三節 一般用電気工作物(第五十六条—第五十七条の二)第四章 土地等の使用(第五十八条—第六十六条)第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関第一節 登録安全管理審査機関(第六十七条—第八十条)第二節 指定試験機関(第八十一条—第八十八条)第三節 登録調査機関(第八十九条—第九十二条の五)第六章 送配電等業務支援機関(第九十三条—第九十九条の四)第七章 雑則(第一百条—第一百十四条)第八章 罰則(第一百五十五条—第二百三十三条)附則

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
- 二 事業用電気工作物は、他の電气的設備その他の物件の機能に電气的又は磁气的な障害を与えないようにすること。
- 三 事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 四 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(定期検査)

第五十四条 特定重要電気工作物(発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。)については、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

3 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。